

○金沢大学角間ゲストハウス規程

(平成16年4月1日規程第128号)
改正

(設置)

第1条 金沢大学(以下「本学」という。)に、学外来訪者(教育研究等のために本学に来学した者をいい、本学の非常勤講師を含むものとする。)等の宿泊及び本学の職員の福利厚生等を目的として使用するための施設を置く。

(施設の名称)

第2条 前条の施設は、角間ゲストハウス(以下「ゲストハウス」という。)と称する。

(ゲストハウスの館内施設)

第3条 ゲストハウスに、宿泊室(洋室)、和室等の館内施設を置く。

(休館日)

第4条 ゲストハウスの休館日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年の1月3日まで
- (4) 夏季一斉休業期間
- (5) 角間団地電気設備定期点検実施日

2 宿泊を目的とする場合は、前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に規定する日に使用することができる。

3 財務担当理事は、管理運営上の必要がある場合は、第1項に規定する休館日を臨時に変更し、又は臨時に定めることができる。

(ゲストハウスの使用)

第5条 ゲストハウスの使用に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 ゲストハウスの管理運営に関する事務は、財務部財務管理課において行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

○金沢大学角間ゲストハウス使用細則

(平成 16 年 4 月 1 日規程第 129 号)

改正

(趣旨)

第 1 条 この細則は、金沢大学角間ゲストハウス規程(以下「規程」という。)第 5 条の規定に基づき、角間ゲストハウス(以下「ゲストハウス」という。)の使用に関し必要な事項を定める。

(主な用途)

第 2 条 ゲストハウスの主な用途は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊
- (2) 会議, 研修
- (3) 使用する目的に応じて財務管理課長が適当と認めたもの

(使用することができる者の範囲)

第 3 条 ゲストハウスを使用することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学外来訪者(教育研究等のために本学に来学した者をいい、本学の非常勤講師を含むものとする。)
- (2) 本学の役員及び職員
- (3) 本学の学生(ただし、本学の事業に伴う使用で、本学の職員が同伴する場合に限るものとする。)
- (4) その他財務管理課長が適当と認めた者

(使用期間等)

第 4 条 ゲストハウスの各館内施設の使用期間及び使用時間は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊の場合 1 回の申請による使用期間は、連続する 6 泊 7 日以内とし、それを超えて宿泊する場合は、追加の申請を要するものとする。使用時間は、各使用日の 15 時から翌日の 10 時までの間とする。
- (2) 会議, 研修の場合 原則として、使用期間は、連続する 7 日間(規程第 4 条に定める休館日を除く。)以内とし、使用時間は、各使用日の 9 時から 21 時までの間とする。

2 財務管理課長は、必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、使用期間及び使用時間を延長し、又は短縮することができる。

(使用手続等)

第 5 条 ゲストハウスの使用を希望する者(代表者を含む。以下「申請者」という。)は、所定の使用申請書(以下「申請書」という。)を財務部財務管理課(以下「財務管理課」という。)に提出し、財務管理課長の許可を受けなければならない。

2 財務管理課は、前項の許可を受けた申請者に、許可の条件を付した所定の使用許可書を交付しなければならない。

3 役員及び職員は、申請者に代わり第1項に定める申請書を提出することができる。

第6条 前条第1項の申請書は、使用開始予定日の3か月前から受け付けることができる。

(使用の変更等)

第7条 ゲストハウスの使用許可を受けた者(代表者を含む。以下「使用者」という。)が、使用許可書に記載された内容を変更し、又は使用を中止しようとするときは、速やかに財務管理課に申し出て、財務管理課長の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 財務管理課長は、次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(1) 申請書に虚偽の記載があったとき。

(2) 使用者が、ゲストハウスに関連する諸規程又は許可の条件に違反したとき。

(3) 管理運営上の必要が生じたとき。

(宿泊料等)

第9条 宿泊を目的とする使用者は、別表に定める宿泊料を納入しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合を除く。

(1) 大学入学共通テスト業務及び本学入学試験業務のため宿泊するときは、無償とする。

(2) 国又は地方公共団体から避難又は救援などの施設としての貸与を要請された場合、その他やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するときは、無償とすることができる。

(3) 本学の事業の実施に伴う宿泊において、別表に定める宿泊料により難しい場合は、当該事業の実施責任者からの協議に基づき、その都度財務部長が定める額とする。

2 宿泊料は前納とし、既納の宿泊料は還付しない。ただし、前条第3号に定める場合、その他財務管理課長が必要と認めた場合を除く。

(使用者の義務)

第10条 使用者は、ゲストハウスの各館内施設、設備等の保全及び秩序の維持に努めるとともに、別に定める使用者心得等を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者が、故意又は重大な過失によりゲストハウスの各館内施設、設備等をき損し、又は滅失したときは、その損害を弁償しなければならない。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 9 条関係)

角間ゲストハウス宿泊料(1 人 1 泊当り)

館内施設名	定員	宿泊料		
		1 泊目, 3 泊目, 5 泊目	2 泊目, 4 泊目, 6 泊目	
宿泊室	シングル	1 人	3,200 円	2,800 円
	ツイン	2 人	1 人の場合	3,700 円
2 人の場合			2,900 円	2 人の場合 2,400 円

※ 和室に宿泊する場合は、ツイン料金に準ずる。なお、3 名以上宿泊する場合は、2 人の場合の料金を適用する。

※ 宿泊料は毎年度見直すものとする。